

広島県告示第五百三十四号

漁業法（昭和二十四年法律第一百六十七号）第一百一十九条第三項の規定によつて、次の内水面における第五種共同漁業権の遊漁規則の変更を平成二十三年五月三十日認可した。

平成二十三年五月三十日

広島県知事 湯崎英彦

一 漁業権者の名称及び住所

1 名称

西城川漁業協同組合

2 住所

庄原市川手町五四番地の一

二 免許番号

内水共第五十四号及び内水共第五十五号

三 変更の内容

西城川漁業協同組合内水共第五十四号及び内水共第五十五号第五種共同漁業
権遊漁規則の一部を改正する規則

第四条第一項の表ますの項中「4月1日から8月31日まで」のところ「の期間内で組合
が定めて公示する日（解禁日）から8月31日まで」を加え、「4月1日からあゆの解禁
日」を「ますの解禁日からあゆの解禁日」に改めた。

附 則

この規則は知事の認可があつた日から施行する。